

マイナンバー制度を活用した情報連携のスケジュールについて

マイナンバー制度を活用した情報連携につきましては、国の主導の下に、本組合を含めた医療保険者と他の関係機関と相互に各種データを照会する「情報連携の試行運用」が平成29年7月18日から開始され、10月頃を目途に本格運用に移行される予定でした。試行期間中においては、従来通りお届けいただいた住民票写の記載内容と「情報連携」による事務処理の確認、提供を受けたデータの齟齬の確認及び検証を行うよう、厚生労働省から指示を受けております。

本組合では、現在、確認及び検証作業を進め、世帯情報を含めた被保険者資格の適用に必要な項目、情報照会による結果の確認に要する期間等を検証しておりますが、試行中の「情報連携」においては世帯情報が照会できないため、同一世帯に属する者の確認ができず、適用事務に支障が生じることが判明いたしました。これは、他の国民健康保険組合にも共通する問題であり、監督官庁に対して改善方、要望を行っております。

このため、当分の間は、事業主及び組合員の皆様には大変なご迷惑をおかけいたしますが、組合員加入届等の異動届出の際には、**従来どおり世帯全員の住民票写を添付のうえ**、引き続き他の確認書類と併せて提出していただきたくお願い申し上げます。

なお、高齢受給者証及び高額療養費等自己負担限度額決定の際に必要な所得情報連携については、平成30年7月が予定されておりますので、引き続き課税証明書等の提出をお願いいたします。

おって、情報連携の開始に伴い、本組合の被保険者全員の情報を提供する必要があり、その際にはマイナンバーの登録が必須となるため、お手数をおかけいたしますが、各届出書等には漏れなくマイナンバーを記載いただきますよう併せてお願い申し上げます。